

令和5年度飲食店等プラスチック代替製品普及啓発事業委託業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

1 事業の目的

海洋プラスチックごみ問題等の対策を契機として、令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、事業所にはプラスチックごみの排出抑制が義務付けられるなど、プラスチックの資源循環の重要性が一層高まっている一方で、飲食店等におけるテイクアウトの拡大により、プラスチック容器の利用と廃棄が増加している。

そこで、環境意識が高い飲食店等にプラスチック代替製品（紙容器等）を試験的に提供し、継続的な紙容器等利用を促進することにより、県民や事業者等へのプラスチックごみ削減に向けた普及啓発を行う。

本業務を効果的かつ効率的に実施するため、企画提案方式（プロポーザル方式）により業務を委託する。

なお、委託先の選定に当たっては、経費面だけではなく、企画力や人員体制、県民等への情報発信、仕様書内容の反映度などを総合的に判断する。

2 業務の概要

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| (1) 業務名 | 令和5年度飲食店等プラスチック代替製品普及啓発事業委託業務 |
| (2) 委託業務の内容 | 令和5年度飲食店等プラスチック代替製品普及啓発事業委託業務仕様書のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで |
| (4) 委託上限額 | 3,905,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 企画提案公募（プロポーザル）の参加資格

本委託事業の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている法人その他の団体とする。

- (1) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済み又はプロポーザルの参加表明時に愛媛県競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。
- (2) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律172号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 以下に該当する者が役員 of 企業・団体でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- (5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
- (7) 民間企業、NPO法人、その他の法人（公益法人等）又は法人以外の団体等であつて、現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

4 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和5年4月14日（金）から令和5年5月10日（水）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 配布方法

愛媛県のホームページからのダウンロードによるほか、下記の「12 問合せ先・提出先」で配布する。

5 参加希望者等の確認

(1) 提出書類及び提出部数

ア 参加希望書（様式1）・・・1部

イ 業務実績書（様式2）・・・1部

(2) 提出期間

令和5年4月14日（金）から令和5年5月10日（水）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「12 問合せ先・提出先」へ提出すること。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) その他

参加希望書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出すること。

6 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和5年4月14日（金）から令和5年5月10日（水）

(2) 受付方法

電子メールにより、下記の「12 問合せ先・提出先」宛てに質問書（様式4）を提出すること。（電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。）

(3) 回答方法

質問書に記載された担当者連絡先に対し、電子メールにより随時回答を送付する。
質問及び回答内容は、参加希望書の提出があった全ての者に対し、参加希望書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 企画提案の提出手続

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出物及び提出部数

- ア 企画提案書送付文（様式5）・・・・・・・・・・ 1部
- イ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6部
・ A4判、横書き、長辺綴じとする（着色可）
- ウ 見積書（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
・ 提案に必要な一切の経費を含めること。

(2) 提出期間

令和5年4月14日（金）から令和5年5月17日（水）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「12 問合せ先・提出先」へ提出すること。
なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) 留意事項

- ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がある。
- イ 提出された企画提案書は、返却しない。
- ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

8 選定方法

- (1) 選定に当たっては、県が設置する審査委員会において、別紙「評価基準」に基づき、企画提案書等の評価を行い、最優秀提案者を選定する。
- (2) 1企画提案書あたり20分以内で説明を行い、説明終了後に選定委員が質問を行う。

1 企画提案書あたりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて合計 30 分以内とする。

(3) プレゼンテーションの実施日時、場所等詳細については次のとおり。

日時：令和 5 年 5 月 23 日（火）午後（予定）

場所：オンライン開催（CiscoWebex）

※詳細日程等は、文書で各提案者に通知する。

(4) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ プレゼンテーションを欠席したとき。（プレゼンテーション審査の場合）

エ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

(5) 企画提案者が 1 者の場合であっても企画提案等の評価を行い、委託業者としての可否を審査する。

9 審査結果

審査の結果は、全ての提案者に書面で通知する。

なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

10 契約の方法

(1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(2) 別添「令和 5 年度飲食店等プラスチック代替製品普及啓発事業委託業務仕様書」は、最優秀提案者の企画提案内容によっては、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務内容の追加、又は修正する場合がある。

(3) 契約保証金は、愛媛県会計規則第 152 条の規定により、契約金額に契約保証金の率（10 分の 1 以上）を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合は免除する。

(4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結することとする。

11 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、全て提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。

(3) 提出された書類は、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号）に基づく情報公開の対象となる。

12 問合せ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課 計画推進グループ

TEL：089-912-2356 FAX：089-912-2354

Eメール：junkan-shakai@pref.ehime.lg.jp

※持参の場合は、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。